

令和8年度茨城県放課後児童支援員等研修事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年度放課後児童支援員等研修事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項の各号のいずれかに該当する者並びに基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員及び同条第2項に規定する補助員等に対して、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じたきめ細かな研修（以下「研修」という。）を実施することを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業は「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和7年4月4日こ成事第187号）別添5のI「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（以下「国ガイドライン」という。）Iの2及びIIの2の規定により、茨城県が実施主体となり、公募型プロポーザルにより選定する団体に委託して実施する。

- 2 委託にあたっては、別に委託契約を締結するものとする。
- 3 委託する業務の内容は、別に委託仕様書で定めるものとする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に定めるとおりとする。

- 1 研修の企画・運営
 - ・研修講師の確保及び、スケジュール、講義内容等の調整
 - ・オンライン研修に必要な機材等の確保
- 2 研修開催にかかる事務作業
 - ・研修受講者の募集及び申込受付
 - ・受講者名簿、受講履歴への入力、
 - ・受講証の発行及び発送
 - ・認定者名簿管理システムへの入力
 - ・修了証の交付及び発送
 - ・研修についての問い合わせ対応
- 3 受講者登録情報の管理
 - ※認定資格研修については、「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修 認定者名簿管理システム」を使用する。
- 4 その他研修の実施及び資質向上のために必要な作業
- 5 研修は国ガイドラインに基づき実施するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要領は、令和8年2月25日から施行する。